

法令等遵守(コンプライアンス)体制

当金庫では、「業務の有効性および効率性」「財務報告の信頼性」「資産の保全」を確保するための前提となる「法令等遵守の徹底」を最重要課題の一つとして位置付けています。「コンプライアンス基本方針」「コンプライアンス行動規範」を策定し、下記の対応を図っています。

● 組織

法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」を経営企画部としています。各担当部署(本部各部室)および営業店ごとに「コンプライアンス責任者」「コンプライアンス担当者」を配置し、各業務に係るコンプライアンス事項を管轄するとともに、責任者の会である「法令等遵守連絡会」を定期的に開催するなど、法令等遵守の徹底を図っています。

また、経営にかかる高度判断を要するコンプライアンスに関する事項については「コンプライアンス常務会」において審議するなど、より一層コンプライアンスを重視する企業風土の醸成を図っています。

● 信用金庫行動綱領およびコンプライアンス・マニュアル

社団法人全国信用金庫協会が策定している「信用金庫行動綱領」およびコンプライアンスの具体的な手引書である当金庫策定の「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付しています。内容については、研修や各部室店での勉強会で取り上げるなど、周知徹底を図っています。

● コンプライアンス・プログラムの策定

コンプライアンスの具体的な実践計画として、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、プログラムに沿って業務を遂行しています。また、四半期ごとに進捗状況を取りまとめ、理事会に報告しています。

● 公益通報者保護規程

コンプライアンス上疑義のある行為を知った場合に、所属部室店の上司を介さずコンプライアンス統括部署に直接報告・相談を行うことができる窓口を設置しています。また、内部通報マニュアルを作成し、全役職員に配付しています。組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報・相談方法を明確にし、全役職員に周知徹底することで、不正行為等の早期発見と是正を図っています。

● 監査部門の設置

組織上独立した監査部門が法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査し、その結果を報告、検証するほか、必要に応じて改善の指示、実施状況の検証を行っています。

